

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から41年3月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで

私の結婚前の国民年金保険料については、昭和36年7月から、私の母親が村の役員をしていた集金人に納付してくれていた。私は、44年3月に結婚してA市に転居したが、結婚後は、同居していた私の義父が義母の国民年金保険料と一緒に納付してくれていた。それぞれの申立期間について、家族は保険料が納付済みとなっているのに、私だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②（昭和46年1月から同年3月まで）について、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の義父は、義母の国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、申立人が昭和44年3月にA市へ転居した際の国民年金に係る手続が適正に行われていることが確認できる上、申立人は結婚後の生活状況に大きな変化は無かったとしていることから、申立期間の前後の期間の国民年金保険料が納付済みになっているにもかかわらず、申立期間②だけが、未納となっていることは不自然である。

一方、申立期間①（昭和36年7月から41年3月まで）について、申立人は、その母親が集金人に国民年金保険料を納付していたとしているが、社会保険庁の記録によると、申立期間当初の昭和36年度においては、申立人及びその母親を含む家族全員が国民年金に加入していなかったことが確認でき、当該期間

中に申立人宅へ国民年金保険料の集金人の訪問があったとする事情がうかがえない。

また、社会保険庁が管理する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年9月27日に払い出されていることが確認でき、申立人の母親がこのころに申立人の国民年金の加入手続を行ったことがうかがえ、これ以前に同じ市町村で別の手帳記号番号が払い出された事情が見当たらない。

さらに、申立人の申立期間①の直後の国民年金保険料について、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行った昭和43年ごろに、時効が成立していないことから、制度上納付が可能な2年分の保険料をさかのぼって納付したことがうかがえる上、特例納付が可能な期間（45年7月から47年6月まで）には、申立人はA市へ転居していたことから、申立人の母親が申立期間①の保険料をさかのぼって納付することは困難であったことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から同年12月まで

私は、25歳の時、結婚に際して、両親から国民年金手帳を引き継ぎ、これまでの国民年金保険料は納付しているので、結婚後は自分で納付するようにと言われた。

このため、結婚してからも、国民年金に任意加入して引き続き保険料を納付してきた。

申立期間は35年前のことなので、はっきりとは憶えていないが、金融機関で3か月ごとに保険料を納めていたと思う。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和42年12月から国民年金保険料を納付し始め、47年9月に結婚してからも国民年金に任意加入して保険料を納付している上、申立期間を除き、国民年金加入期間において保険料の未納期間が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間(3か月)の前は70か月、後は147か月と長期にわたって国民年金保険料を納付している上、申立期間の前後を通じて住所の変更など生活環境に大きな変化が無く、国民年金保険料の納付が困難となる事情はうかがえないことから、申立期間についても、保険料を納付していたと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から同年12月までの国民年金の定額保険料及び付加保険料並びに61年1月から同年3月までの定額保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年10月から同年12月まで
② 昭和61年1月から同年3月まで

私は、国民年金に関するチラシのようなものを持ってきた市役所の職員に加入を勧められ、近隣の市役所に勤務していた夫の迷惑になってはいけないと思い、国民年金に任意加入したと思う。加入当初は、近所にも聞こえるほどの大声の集金人に国民年金保険料を納付していて、その後すぐに、金融機関で納付するようになったと思う。

平成19年8月に社会保険事務所で老齢年金の請求手続を行った際、申立期間の国民年金保険料が未納になっていることを知ったが、定額保険料だけでなく付加保険料も納付しており、納付記録が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、昭和52年10月から国民年金に任意加入して国民年金保険料を納付するとともに、付加保険料を納付し、申立期間を除き、国民年金加入期間において国民年金保険料の未納期間が無いことから、納付意識の高さがうかがえる。
- 2 申立期間①について、申立人は、当該期間(3か月)の前は102か月、後は24か月と長期にわたって国民年金保険料(うち、123か月は付加保険料を含む。)を納付している上、申立期間の前後を通じて住所の変更など生活環境に大きな変化が無く、国民年金保険料の納付が困難となる事情はみられないことから、当該期間についても、国民年金保険料を納付していたものと考え

られる。

また、市役所の収滞納一覧表によると、申立人は、申立期間①前後の国民年金保険料の大部分を、3か月ごとに最終月の月末又はその翌月以降に口座振替により納付しているが、昭和60年度第1期(昭和60年4月から同年6月まで)の3か月分の保険料は、同年度の保険料に係る現年度納付の納付期限である61年4月30日に納付していることが確認できる。これは、預金口座の残高不足等により口座振替できなかつた保険料を後に納付したものと考えられることから、申立人は、申立期間①に係る国民年金保険料についても、振替不能であったものを後に納付書により現年度納付していたと考えるのが自然である。

- 3 申立期間②について、社会保険庁の記録によると、当該期間の直後は第3号被保険者となっているが、当該期間(3か月)の前は、申立期間①を除いて126か月と長期にわたって国民年金保険料を納付しており、申立期間の前後を通じて住所の変更など生活環境に大きな変化が無く、国民年金保険料の納付が困難となる事情はみられないことから、申立人は、当該期間についても申立期間①と同様に、振替不能となった後に納付書により保険料を納付していた可能性が高い。

ただし、当該期間は、申立期間①とは異なり、年度末の第4期であり、納付期限である昭和61年4月30日を過ぎると現年度納付することができず過年度納付となる。当該期間の保険料については、それ以前の期間に係る保険料の口座振替日などからみて過年度納付されたものと推認できるが、制度上、保険料のうち付加保険料については過年度納付できない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から同年12月までの国民年金の定額保険料及び付加保険料並びに61年1月から同年3月までの定額保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、妻と一緒に国民年金に加入し、昭和36年4月から夫婦そろってA地区の隣組で集金人に国民年金保険料を納付してきた。

しかし、平成20年にねんきん特別便で納付記録を確認したところ、妻はずっと保険料を納付していたのに、私だけ昭和36年4月から37年3月までの期間が未納とされていることが分かったので、第三者委員会に申し立てることにした。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の妻も申立期間を含んだ国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人及びその妻の納付意識は共に高かったものと考えられる。

また、申立人及びその妻は、昭和36年4月から国民年金に加入し、夫婦共に納付組織の集金人に国民年金保険料を納付していたとしているところ、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足当初の同年4月13日に夫婦連番で払い出されており、申立人の主張には信ぴょう性がうかがえる上、申立期間について妻は保険料が納付済みであることが確認できることから、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を集金人に納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月から42年10月まで
② 昭和45年4月から47年3月まで
③ 昭和48年4月から同年6月まで

昭和36年9月から42年10月までの期間について、私の妻が10年以上前の未納分についても、保険料の納付ができると聞いてきて、妻が夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付したはずなのに、記録が無い。A市役所の集金人を通じて保険料を納付したと思うが、納付時期や納付金額等の記憶は定かではない。妻が納付したはずなので、調べてほしい。

昭和45年4月から47年3月までの期間及び48年4月から同年6月までの期間について、私は、父に勧められ、国民年金に加入することにした。加入手続と保険料の納付は妻が行っているため、私はよく覚えていないが、集金人に保険料を納付していたとのことである。同年4月分から同年6月分までの領収書があるので、記録が無いのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、社会保険庁の記録では、国民年金保険料が未納となっているものの、申立人は当該期間の国民年金保険料領収書を所持しており、昭和48年6月22日付けのA市の領収印が押されていることが確認できる。

一方、申立期間①については、申立人によると、その妻が、申立人のB社の退職日（昭和45年4月30日）からC社の設立日（52年4月23日）までの間に、当該申立期間の保険料をさかのぼって一括納付したとしている以上の具体的な納付時期が特定できない上、申立人及び申立人の保険料を納付したとする妻は、共に一括納付した保険料額について、明確な記憶が無い。

また、申立人は、その妻が当該期間の保険料をA市の集金人を通じてさかのぼって納付したとしているものの、市役所によると、当時、現年度納付分以外（特例納付又は過年度納付）の保険料を集金人が収納することは無かったとしている。

申立期間②については、申立人が唯一所持する国民年金手帳には、昭和47年4月1日発行と記載されており、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、当該手帳記号番号は48年2月28日にA市において払い出されていることが確認できる。また、同払出簿によると、それ以前に、納付記録が存在しない手帳記号番号（申立人の婚姻前である41年11月14日にD市において払出し）が払い出され、その後取り消されている記録を確認できるものの、それ以外には、申立人に対して払い出された手帳記号番号は見当たらない上、申立人及びその妻は現在所持する国民年金手帳以外の手帳に関する記憶は無く、45年ごろに別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳により当該期間の保険料を納付するためには過年度納付等、さかのぼって納付する必要があったが、申立人の妻は、当該期間の国民年金保険料を集金人に納付していたとしており、A市役所によると、集金人が過年度納付分の保険料を収納することは無かったとしていることから、申立人の主張と一致しない。

このほか、申立人の妻が申立期間①及び②に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したとする申立人の妻の記憶は曖昧である上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付状況が不明である等、当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで

社会保険事務所で年金の受給手続を行った際に、国民年金の納付記録を確認したところ、昭和44年4月から45年3月までの1年間で未納となっていました。43年にA市からB市に引っ越しをした際、B市役所で手続を行い、その後は集金人に保険料を納めてきました。1年間も保険料を滞納したことはないので、私の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間に国民年金保険料の未納期間が無く、国民年金保険料を445か月納付しており、国民年金保険料の納付意識が高いことがうかがわれる。

また、申立人は、昭和43年10月ごろにA市からB市に引っ越した後も集金人に保険料を納めたとしているところ、B市は、申立期間当時に集金人による保険料の徴収を行っていたとしており、申立人の主張と一致する。

さらに、申立人は、国民年金に係るB市への住所変更の届出も適正に行った上で、申立期間の直前の昭和43年10月から44年3月までの保険料を同市で現年度納付しており、申立期間当時の生活状況にも変化はみられないことから、申立期間の12か月のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和32年10月1日に、同支店における資格喪失日及び同社D支店における資格取得日に係る記録を37年6月12日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を、32年10月から33年10月までは8,000円、37年6月は1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年10月1日から33年11月1日まで
② 昭和37年6月25日から同年7月1日まで

私は、昭和32年4月1日にA社E支店に入社し、同年10月1日付けで同社C支店に、37年7月1日付けで同社D支店に転勤した後、40年7月末まで勤めたが、同社C支店での厚生年金保険被保険者記録が33年11月1日から37年6月25日までとなっており、前の13か月と後ろの1か月の記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在勤記録、雇用保険の被保険者記録及び元上司の証言から、申立人が昭和32年4月1日から40年7月31日までA社に継続して勤務し（32年10月1日に同社E支店から同社C支店に、同年12月9日に同支店から同支店F出張所に、37年6月12日に同支店F出張所から同社D支店にそれぞれ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間当時の元上司（C支店長）によると、「F出張所配置の期間についても、C支店職員として人事管理、給与及び保険料の控除等を間違い無く行っていた。」旨証言している上、申立人と同じくF出張所に配置された元

同僚には、当該期間においてC支店での厚生年金保険の加入記録が確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店に係る昭和33年11月の社会保険事務所の記録から、32年10月から33年10月までは、8,000円、同支店に係る37年5月の社会保険事務所の記録から、同年6月は、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は関連資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

兵庫厚生年金 事案 787

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和40年2月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月22日から同年3月21日まで

私は、昭和31年12月に就職し平成元年12月に退職するまで継続してA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたのに、昭和40年2月の1か月間、記録が欠落している。

申立期間については、昭和40年2月21日付けでA社B工場から本社に転勤となり、本社での厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年3月21日となっているため、1か月の欠落があるが、給与から保険料は控除されていたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「在籍証明書」及び申立人に係る雇用保険被保険者記録により判断すると、申立人は申立期間においても継続して同社に勤務し（同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和40年3月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月28日から同年10月1日まで

私は、A社に就職し平成5年5月に退職するまで継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたのに、昭和40年9月の1か月間、記録が欠落している。

申立期間については、A社C営業所から同社D工場に転勤となったが、いったん退職したことは無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「人事記録」及び申立人に係る雇用保険被保険者記録により判断すると、申立人は申立期間においても、A社に継続して勤務し（昭和40年10月1日に同社C営業所から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C営業所に係る昭和40年8月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B出張所における資格喪失日及びC社D支店（現在は、E社D支店）における資格取得日に係る記録をそれぞれ昭和20年5月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を40円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月24日から同年6月1日まで

私は、昭和18年11月10日にA社に入社し、B出張所で勤務しており、昭和20年5月25日にA社がC社と合併した後も、継続してC社D支店に勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間が1か月欠落している。その期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

E社が保管する人事記録から、申立人は、A社B出張所に入社し、昭和20年5月25日に同社とC社が合併した後も、C社及びF社のD支店で継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、C社D支店における昭和20年6月の社会保険事務所の記録から、40円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、C社D支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和20年6月1日であり、申立期間には適用事業所としての記録が無い。しかし、申立人及び元同僚の証言から、同支店は、同年5月25日のA社及びC社の合併時から、実質的に営業しており、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は資料が無いため不明であるとしているが、事業主は、申立てに係る事業所が申立期間において適用事業所の要件を満たしていたにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和42年8月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月24日から同年9月20日まで

申立期間当時、私は、A社D支店に出勤し、同社C支店の開設準備委員の仕事をしていた。C支店は昭和42年12月4日オープンであったが、同社D支店在籍中から申立期間についても、引き続いて同社C支店の開設準備委員として勤務していたので、1か月欠落しているのはおかしい。1か月の空白期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間の給与明細書、B社から提出された「社員記録」及び申立人に係る雇用保険被保険者記録により判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和42年8月24日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店に係る昭和42年9月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社C支店は、同社D支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和42年8月24日）の約1か月後（同年9月20日）に適用事業所となっており、それ以前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、社会保険事務所における同社の他支店からC支店への異動者の記録から、同支店は申立期間において当時の厚生年金保険

法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年8月まで

私の父が、私の結婚前の昭和41年7月から44年3月までの国民年金保険料を納付してくれていた。私が結婚後の同年4月から45年9月までの保険料は、手続を失念していたために未納であったが、同年9月に再加入手続を行った時に、申立期間に係る国民年金保険料を一括で数万円を納付したのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳及び社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、昭和45年9月26日に国民年金に任意で再加入していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、国民年金に任意で再加入した時に、期間をさかのぼって集金人に一括で数万円を納付したとしているが、国民年金の任意加入被保険者は、制度上、さかのぼって国民年金に加入し、さかのぼった期間の国民年金保険料を納付することはできないため、納付書が申立人に対して発行され、当該保険料の納付が行えたとは推認し難い。

さらに、仮に申立人の主張どおりに、申立期間に係る保険料を昭和45年9月に一括納付したとすると、同年4月から同年8月までは現年度納付できていたこととなるが、申立人が所持する国民年金手帳の申立期間に係る国民年金印紙検認記録欄には、検認印が無く空白となっており、申立人の主張と相違する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月から同年12月まで

私は、国民年金制度発足時から国民年金に加入し、昭和39年10月に結婚して夫の被扶養者となってからも任意加入して、61年4月に第3号被保険者となるまで国民年金保険料を納めてきた。

平成17年に社会保険事務所を訪れた際に申立期間が未納とされていることを知ったが、昭和52年4月以降は口座振替により国民年金保険料を納付しているので、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年5月ごろから口座振替により国民年金保険料を納付していたとしているが、銀行の預金元帳を見ると、申立期間の直前の60年1月までは口座振替された記録が確認できるものの、申立期間以降における保険料が口座振替された記録は確認できない。

また、社会保険庁の国民年金被保険者台帳及び申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人は、昭和60年2月に国民年金の任意加入の被保険者資格を喪失し、61年1月に同資格を再取得しており、申立期間においては国民年金に加入していなかったことが確認できる。したがって、市役所から現年度納付書は発行されないため、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を現年度納付することはできない。

さらに、申立人は任意加入被保険者であるため、昭和61年1月に被保険者資格を再取得した際に、制度上、申立期間の保険料を過年度納付することもできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から46年3月まで

私は20歳の時に、母親に勧められて国民年金に加入した。しかし、私は、申立期間当時から現在まで自営業をしていて多忙であったので、母親が、加入手続や国民年金保険料の納付をすべて行ってくれた。

母親は既に亡くなっているので、当時の状況は詳しく分からないが、自宅に集金に来ていた組合の婦人部の人に、父母と私の3人分の保険料を納めていたと聞いているので、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年10月に払い出され、同年4月分から国民年金保険料が納付されていることが確認でき、その時点では、時効により、申立期間の始期である42年12月にまでさかのぼって国民年金保険料を納付することはできない。また、申立人が20歳の時に、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間に係る申立人の家族の保険料の納付状況を見ると、申立人の両親については納付済みとなっているものの、申立人の当時の妻については、結婚した直後の昭和46年2月分及び3月分が未納となっており、翌月の4月分から納付されている。このことから、申立人は、結婚を機に、妻の保険料の納付と開始時期を同じくして、同年4月分から保険料を納付し始めたものと推認できる。

加えて、申立人の母親が申立期間に係る申立人の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人自身は、申立期間に係

る保険料の納付に全く関与しておらず、申立人の母親は、既に亡くなっているため当時の納付状況の詳細が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から48年3月まで

私は、昭和47年3月に結婚するまでは国民年金保険料を自分で納付しておらず、母親が納付してくれていたかどうかははっきりとは分からない。

しかし、結婚した翌月からは、私が夫婦二人分の保険料を納付していた。国民年金の加入手続をいつ行ったのかについても覚えていないが、夫の保険料だけ納付して、自分の保険料を納付しなかった期間があったとは思えない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年6月に払い出されていることが確認でき、その時点では、時効により、申立期間の始期である43年12月にまでさかのぼって国民年金保険料を納付することができない。また、一部過年度納付が可能な期間があるものの、申立人は、過去にさかのぼって保険料を納付していたとは主張していない。さらに、上記とは別の国民年金手帳記号番号が同年12月ごろに払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、結婚後の昭和47年4月から夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているが、住民票及び社会保険事務所の国民年金被保険者台帳の記録によると、申立人は48年1月15日に現住所地へ転居しており、転居後の現住所地で、国民年金に加入していることが確認でき、申立人の主張と相違する。

このほか、申立人が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から48年12月まで

私は、勤め先の店長から、将来のために国民年金に加入して保険料を納付するようと言われて、昭和40年5月ごろに市役所出張所で加入手続きを行ったと思う。現在所持している国民年金手帳を、どのようにして受け取ったのかは覚えていない。

私の保険料については、父が兄夫婦の保険料と一緒に納付してくれていたと思うが、具体的な納付方法などについては聞いていない。

63歳になった時に、40年間満額納付したと思い市役所で確認すると、申立期間が未納となっていることを知った。領収書が無いと記録訂正ができないと言われ、仕方なく65歳まで保険料を納付したが、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時における市役所による国民年金保険料の収納方法は印紙検認方式であるが、申立期間のうち、申立人が所持する国民年金手帳の昭和41年度から45年度までの検認記録欄を見ると、検認印は全く押されておらず、保険料が現年度納付された事実が確認できない。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年6月1日に払い出されていることが確認できることから、申立期間のすべての国民年金保険料を過年度納付することは可能であるが、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は既に亡くなっているため、申立期間当時の状況が不明であり、ほかに、申立人の父親が保険料を過年度納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳を見ると、備考欄に「市が管理を要しない日 46. 5. 1」、「不在決定 47. 2. 25」、「不在判明 51. 11. 18」と記載されている。社会保険事務局によると、「市が管理を要しない」とは郵便物などが届かない状況を、「不在判明」とは、不在であった者の所在が判明したということの意味とするとしているため、申立人は、昭和 46 年度から 51 年度の途中まで、国民年金被保険者としては把握されていなかったものと考えられる。したがって、市及び社会保険事務所は、46 年度以降、「不在判明」の事務処理が行われた 51 年 11 月 18 日までは、保険料の収納事務を行うことができなかつたものと推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から58年12月まで

昨年ぐらいに年金問題があったので、私の同居人が、社会保険事務所に私の年金記録を確認したところ、昭和50年10月から58年12月までの期間を同居人が納付していたのに、納付記録が確認できなかったため、第三者委員会に申し立てることになった。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿及び市の記録によると、申立人が国民年金に加入したことをうかがわせる国民年金手帳記号番号の払出し及び国民年金の加入履歴は確認できない。

また、申立人の同居人は、申立人の当該期間の国民年金保険料について、過年度保険料を含め、集金人に2、3か月分の保険料をまとめて納付したとしているが、申立人及びその同居人には国民年金の加入手続の記憶が無い上、A市によると、集金人は過年度保険料の集金ができなかったとしていることから、同居人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与していないことから、当時の具体的な納付状況等が不明である上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間に保険料を納付したことがうかがえる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年3月まで

会社を辞め、実家に戻った昭和48年4月に、私の母親から「年金の記録が繋がらないと厚生年金ももらえない。」と言われ、すぐに、国民年金の加入手続を行った。当時、私は、A市役所の近くで市が開講していた英会話教室に通っていた関係で、市役所の窓口で保険料を納付し、年金手帳に、その領収書を添付していたのを覚えている。

ところが、昭和53年にB市役所で年金手帳を持参して国民年金の手続を行った際に、「前の年金記録は無い。」と言われた。私は、「ずっと、A市で納付していた。」と伝えたが、年金記録を確認して、重複していれば保険料は返金すると言われ、そこで、言い争ってもとの思いもあり、まとめて保険料を納付した。

私が、当時、所持していたオレンジ色とくすんだオリーブ色の2冊の年金手帳は地震により紛失し、私が国民年金保険料を払っていたことを証明することはできないが、このままだと、母親との「年金記録はつなげないといけない。」という約束を反故にした年金記録になる。B市での加入手続の時に「記録が無い。」と言われて納付した保険料は重複して納付しているが、記録の上で未納となっている期間のみ申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年8月に払い出されており、同事務所が保管する申立人の国民年金被保険者原票によると、申立人の51年4月から53年3月までの国民年金保険料が同年9月に過年度納付されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点で

は、申立期間は時効により納付できない期間となる上、申立人が 48 年 4 月ごろに A 市で加入手続きを行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 53 年に B 市役所で、A 市で加入手続きを行った際に発行された国民年金手帳を持参して国民年金の手続を行ったとしているが、B 市によると、国民年金の手続の際に国民年金手帳を持参すれば、新たに国民年金手帳記号番号の払い出しは行わないとしている。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年9月までの期間及び平成元年9月から2年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から45年9月まで
② 平成元年9月から2年2月まで

申立期間①については、地震で亡くなった義姉と相談して国民年金に加入し、自宅を訪れる集金人に国民年金保険料を納付し、印紙をもらって手帳に貼っていた記憶がある。未納とされていることに納得できない。

申立期間②については、元A金融機関のBさんから国民年金保険料が未払いになっていると言われ、何か月分かは覚えていないが、10万円程度の金額をBさんに支払い、領収書や手帳を受け取った。その後の地震で家が全焼したため、記録等はすべて無くなったが、払ったのは間違い無い。A金融機関は倒産していて、Bさんの消息は分からない。ぜひ探し出して調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和36年4月に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、45年9月に払い出されていることが確認できる上、申立人の国民年金被保険者原票によると、同年10月6日に任意加入により被保険者資格を取得した旨記載され、市の収滞納一覧表においても同年10月から保険料の納付が開始された記録が確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認される。したがって、任意加入の被保険者である申立人の場合、制度上、加入日前にさかのぼって当該期間の保険料を納付することができない。また、申立人が36年4月ごろに加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出さ

れたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、近所に住んでいた義姉と相談して国民年金に加入したとしているが、社会保険庁の記録によると、申立人の義姉は昭和 47 年 9 月に任意加入していることが確認でき、申立人の主張と一致しない。

申立期間②については、社会保険庁の記録によると、申立人は、平成元年*月*日（60 歳の誕生日の前日）に国民年金被保険者資格を喪失した後、2 年 3 月 29 日に任意加入した旨記録されている上、市の収滞納一覧表においても同日に任意加入した旨記録されており、上記と同様に、申立人は加入日前にさかのぼって保険料を納付することができない期間となる。

また、申立人は、元 A 金融機関職員に 10 万円を預けて、申立期間の保険料の納付を依頼したとしているが、申立期間②の保険料額は 4 万 8,000 円であり、申立金額とは乖離^{かい}している。

さらに、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年3月まで

国民年金へは義理の姉であるAさんに勧められたことをきっかけに昭和38年4月1日に加入し、それ以来国民年金保険料をずっと納付してきた。特に、妻が47年に加入してからは間違い無く納付している。国民年金保険料は妻が集金人に納めていた。集金人はBさんという着物を着た60歳過ぎの女性で、下駄を履いていた。また、ずっと納付してきて、途中、5年納付が遅れているが納付することができると言われたので、3年分納付したことがあった。

妻と一緒に納付していたのに、私だけ昭和47年4月から49年3月までの期間が未納になっているのは納得できない。このことを今年の1月ごろ社会保険事務所に行って調査を求めたところ、納付していない旨の回答が来た。ところが、私の名字はCで、旧姓など無いのに、間違っって旧姓に別人の名を入れて回答してきた上、間違いについてのお詫びの文書を送ってきた事があった。また、私に身に覚えの無い会社の記録について何度も聞かれることもあって、年金記録には大変不信感を抱いている。申立期間については間違い無く妻の分と一緒に納付していたので未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年4月1日に国民年金に加入したと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の妻の同手帳記号番号は、47年6月に払い出されている一方で、申立人の同手帳記号番号は、49年2月に払い出されていることが確認できる上、申立人に係

る市の国民年金被保険者名簿には、「名簿作成年月日 49年5月31日」と記載されていることから、このころに加入手続が行われたものと推認される。したがって、申立人は申立期間の国民年金保険料を過年度納付することができるが、申立人には、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとする記憶は無い。また、38年4月ごろに申立人が加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間について、妻と一緒に国民年金保険料を納付したと主張しているが、住民票によると、申立人及びその妻は昭和49年5月10日にD市E町から同市F町に転居しているところ、申立人の妻の国民年金手帳及びD市が保管する申立人の妻の国民年金被保険者名簿には、転居前後の両方の住所が記載され、変更年月日は49年5月10日と記載されている一方で、申立人の国民年金手帳及び同市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、転居後の住所のみが記載されていることが確認でき、申立期間における申立人及びその妻の国民年金保険料の納付が一緒に行われていたとは考え難い。

加えて、申立人の主張のとおり、D市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する領収書によると、昭和38年度から40年度までの3年間の国民年金保険料について、昭和49年5月9日に特例納付により納付されたことが確認できるが、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から42年8月までの期間及び44年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月から42年8月まで
② 昭和44年4月から54年3月まで

私は、昭和44年3月に会社を退職したので、厚生年金保険から国民年金に切り替えることにした。母親がA市役所でその手続をしたところ、私が20歳に初めて被保険者となった昭和41年9月から42年8月までの12か月分の保険料が未納となっていることを知った。この保険料については、私がA市役所に行って納付した（申立期間①）。

その後は、3か月ごとに届いた納付書を市役所に持って行って保険料を納付していた。そのうちに、地区の婦人会が集金して市役所に納付する方法があると聞いたので、地区会館で納付するようになり、後日領収書を受け取っていた。保険料の納付は母に任せていたが、昭和49年に母が亡くなってからは自分で納付するようになった（申立期間②）。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号は昭和56年10月6日に払い出されていることが確認でき、このころに国民年金の加入手続が行われたものと推認されるが、この時点では、時効により、申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が、申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付するためには、昭和41年9月ごろに、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、そのころに、別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 44 年 5 月から 6 月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間①に係る国民年金保険料を一括して納めたとしているが、この時期に国民年金に加入したとしても、当該期間のうち、41 年 9 月から 42 年 3 月までの 7 か月分の保険料は、時効により納付することができない。

加えて、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から61年3月まで

私の住むA地域では、当時、婦人会が地域内の国民年金の集金を行っており、私は申立期間を含む昭和59年4月から61年3月まで、当該地域の婦人会の代表者を務め、その期間に係る当該地域全体の領収書も保存している。ところが申立期間について、私自身の納付記録が抜けており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年4月から61年3月まで、A地域の婦人会の代表者を務め、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、社会保険庁が保管している国民年金被保険者原票によると、申立人は59年1月7日に国民年金被保険者資格を喪失し、61年4月1日に第3号被保険者の資格を取得している旨記載されている上、市が保管している国民年金被保険者名簿においても、同様の記録が記載され、同名簿の国民年金被保険者収納記録において、申立期間の国民年金保険料の納付は確認できない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 7 月 1 日まで
② 昭和 34 年 10 月 1 日から 35 年 10 月 1 日まで

私は、高校を昭和 33 年 3 月に卒業した後、同年 4 月 1 日に A 社に入社し、35 年 10 月 1 日まで勤務した。なぜ勤務期間の中間だけ厚生年金保険に加入していることになっているのか理解できない。申立期間の記録を調査してください。

第3 委員会の判断の理由

A 社で勤務していた複数の元従業員の証言によると、同事業所では炭鉱の坑道を掘る仕事をしていた者（坑内夫）と地上作業をしていた者（地上職）がいたとしている。申立人については、申立人と同じ高校を卒業し、共に同事業所で勤務していた先輩社員の証言により、申立期間に同事業所において、当該先輩社員と同様に地上職として勤務していたことが推認できる。

一方、社会保険事務所の記録を見ると、申立人は、A 社において、昭和 34 年 7 月 1 日に他の二人と共に被保険者種別「1」（一般男子）で厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 10 月 1 日に共に同資格を喪失していることが確認できるところ、同事業所において、申立期間①の始期の 33 年 4 月 1 日から申立期間②の終期の 35 年 10 月 1 日までの間に、同資格を取得した 176 人のうちのほとんど（169 人）が被保険者種別「3」（坑内夫。なお、途中で種別変更されている者 4 人を含む。）であり、同種別「1」である者は、申立人を含め 3 か月程度の短期間で資格を喪失している 5 人、同種別「2」（一般女子）である者は二人と、いずれもわずかであることが確認できる。

また、申立人と同じ地上職であった上記の者を含む先輩社員二人については、同事業所における厚生年金保険の被保険者記録が一切無いことから、同事業所

では申立期間当時、坑内夫以外の従業員を厚生年金保険に加入させない方針であったものと推認でき、申立人ほか数人の者については、何らかの事情によりいったん資格を取得させたものの、この方針に従い資格喪失手続きを取り、厚生年金保険料を控除しなかったものと推認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険被保険者番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 792

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 3 月 1 日から平成 6 年 6 月 1 日まで
② 平成 7 年 1 月 1 日から 8 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 53 年に会社を設立し、平成 10 年まで事業主として会社を経営していたが、昭和 61 年 3 月から平成 6 年 5 月までの期間及び 7 年 1 月から 8 年 7 月までの期間の標準報酬月額が不自然に引き下げられている。

当時、2 人の子供を大学に入れており、年間、授業料に 200 万円と下宿代に 240 万円必要だったので、月額 37 万円以上の報酬が必要だった。申立期間の標準報酬月額がおかしいので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が事業主であったとしている A 社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は申立期間において、代表取締役であったことが確認できるところ、申立人は、社会保険庁の標準報酬月額の記録どおりの届出は行っていないとしている。

また、申立人から提出のあった昭和 61 年 3 月分から同年 5 月分までの給与明細書（基本給及び差引支給額が切り取られているもの）において、標準報酬月額 34 万円に相当する厚生年金保険料が控除されており、社会保険庁の記録の 22 万円と相違することが確認できる上、申立人から提出のあった平成 6 年確定申告書（控）の社会保険料控除欄に金額が記載されており、その額が申立人の負担した同年分の厚生年金保険料及び健康保険料であった場合、申立期間のうち、平成 6 年 1 月から同年 5 月までの控除額は標準報酬月額 53 万円（当時の厚生年金保険の最高額）に相当するものと推認でき、社会保険庁の記録の 22 万円と相違することが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録において、申立人の申立期間に係る標準報

酬月額に遡^{そきゅう}及や訂正等がなされた形跡は無く、定期的に随時改訂や定時決定の処理（合計 11 回）が行われていることが確認できる等、不自然な処理は見当たらないことから、申立てに係る事業所が申立人の主張する標準報酬月額を届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを誤って記録したことは考え難い。

また、代表取締役であった申立人は、社会保険庁に記録されている月額変更届や算定基礎届を提出した覚えはないと申し立てているが、申立人が関与せず
に当該標準報酬の月額変更や算定基礎処理が行われたとも考え難い。

さらに、申立期間②については、i) 社会保険庁の記録によると、A社及びB社（A社と本店所在地及び代表取締役が同一）において、当該期間に厚生年金保険被保険者記録がある合計6人（申立人を含む。）はすべて、平成7年1月1日から標準報酬月額が全員9万2,000円に引き下げられており、当該月額変更及び同年10月1日の算定基礎の処理日は、それぞれ同年4月7日、同年9月8日と一致していることが確認できること、ii) 法律において、特定被災区域に所在した適用事業所（A社及びB社はこれに該当）は健康保険及び厚生年金保険の標準報酬の改定の特例並びに健康保険、厚生年金保険及び児童手当の保険料等の免除ができる旨の規定があること、iii) 当時のA社の監査役によると、地震の影響で店舗の閉鎖に至る等、業績を直撃したとしている上、当時、B社において厚生年金保険被保険者であった者から聴取したところ、地震の影響で給料が引き下げられたとしていること等を踏まえると、社会保険庁に記録されている当該期間の標準報酬月額が不合理であるとは考え難い。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月 1 日から 40 年 10 月 1 日まで
昨今の年金問題を見聞きして心配になったので社会保険事務所で調べてもらったところ、私がA社で勤務していた期間に係る脱退手当金が支給されているので、この期間は年金の支給額には反映されないと言われた。
私は、脱退手当金を受給した覚えは無いので、社会保険庁の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和40年11月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、A社を退職して約8か月後に厚生年金保険に加入しているが、これは、申立人の夫が経営する事業所を法人化する際の加入であり、A社で勤務していた時とは別の厚生年金保険被保険者番号が払い出されている。さらに、申立人は、A社を退職後の当該約8か月間、国民年金にも加入していない。これらのことから、申立人は、同社退職時において年金の加入期間を通算して確保しようとしていた意思はうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月4日から33年1月27日まで

私は、昭和28年4月から33年1月までの間、A社において勤務していたが、社会保険庁の記録によると、同社における脱退手当金を受給したとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社によると、申立期間当時、従業員に代わって事業所が脱退手当金の請求を行っていたとしている。

また、申立人の元従業員の証言によると、A社を退職するに際し、事業所が脱退手当金の請求を行い、暫くして実家に脱退手当金が送金された記憶があるとしており、事業主の証言と一致している。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる具体的な周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 24 日から 35 年 1 月 19 日まで
② 昭和 35 年 1 月 20 日から 44 年 1 月 1 日まで

私は、厚生年金の裁定請求時に、社会保険事務所で、A社やB社に勤めていた時の厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給されているので、この期間は年金の受給額には反映されないと説明を受けた。

しかし、私は脱退手当金の支給を受けた覚えは無いので、社会保険庁の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理するB社の被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 44 年 1 月 1 日）の前後 3 年以内に同資格を喪失し、脱退手当金の支給要件を満たしている女性 10 人（申立人を除く。）について調査したところ、8 人について脱退手当金の支給決定が行われており、うち一人は事業所が代理請求したと証言していることから、同社において脱退手当金の代理請求が行われていた可能性が考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月半後の昭和 44 年 3 月 19 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

このほか、脱退手当金を受給していないという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年10月1日から23年1月21日まで
② 昭和23年4月1日から25年11月20日まで
③ 昭和25年12月13日から37年10月6日まで

平成20年の通知で脱退手当金を受けたことを初めて知ったが、私は脱退手当金を絶対受け取っていない。

私は、昭和35年10月*日に結婚し、37年*月*日に第1子(女兒)が誕生した。会社を退職したのは、産後の休暇及び1か月の有休取得後の同年10月6日で、その後40年*月*日に第2子(男児)が生まれた。42年に男児が火傷を負ったため、一度に落ち込んでしまった。そのころ、社会保険事務所かハローワークへ行き、3,000円ほどの金額受け取ったことを覚えているが、脱退手当金とは金額も日時も異なっている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和38年3月26日に支給決定されている上、申立期間①、②及び③に係る3社の厚生年金保険被保険者期間について通算して支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわがえがない。

また、申立期間③に係る事業所において、昭和35年から39年までの間に退職し、脱退手当金の支給要件を満たしている女性22人のうち19人(申立人を含む。)について脱退手当金が支給決定されていることが確認でき、そのほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 797

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月4日から同年12月1日まで
半世紀以前の事ではあるが、申立期間においても継続して勤務していたと記憶している。調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人は昭和28年9月4日にA社からB社（その後、統合・合併等により、現在は、A社）に異動し、申立期間以降においてはB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は繁忙期の臨時職員として採用されたと供述しているところ、事業主及び元同僚から、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られず、複数の元同僚は、「昭和28年4月に入社したが、同年6月からの厚生年金保険加入記録しか無い。」、「決算繁忙期の期間採用であったため、社会保険には加入していなかった。」、「臨時採用や試用期間などの制度があり、3か月程度は社会保険に加入しておらず、その後本採用になり加入した。」旨それぞれ証言している上、申立人が記憶する、A社からB社に異動した元同僚二人の厚生年金保険加入記録についても、資格喪失日及び資格取得日の相違はあるものの、申立人と同様、3か月の厚生年金保険の未加入期間が確認できることから、当時、事業主は入社後すぐには厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管するB社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間当時において同名簿の整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月25日から28年1月10日まで

私は、昭和25年5月1日にA社に入社し、29年3月31日までの間、継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和25年5月1日から29年3月31日までの間、継続してA社に勤務していたとしているが、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、27年10月25日に被保険者資格を喪失し、28年1月10日に同社における2度目の被保険者資格を取得していることが確認できる上、同名簿の健康保険記号番号に欠番等は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

また、社会保険庁の記録において昭和27年8月15日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる申立人の記憶する元同僚によると、退職理由について、「A社の景気が悪く、仕事が無くなった。」と証言しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同様に、27年10月25日に被保険者資格を喪失した者は他に11人確認することができ、このうち6人が申立人と同様に28年1月10日に被保険者資格を再取得している上、27年9月末時点で22人であった被保険者が、同年11月末時点では3人となり、同年12月1日付けでその3人も被保険者資格を喪失し、その時点で同社における被保険者はいないことになっていることが確認できることから、申立期間に係る同社の経営状況は、元同僚の証言どおりであったことがうかがえる。

さらに、当時の事業主は高齢のため、当時の状況を確認することができない

ことから、事業主の長男の妻から聴取したところ、「A社は、20年ぐらい前に工場を閉鎖しており、同社についての資料は無く、当時のことは不明である。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い上、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 7 月ごろから 25 年 4 月初めごろまで
紙台帳から厚生年金保険の記録をコンピューターに入力する際に、間違っ
て入力し、私のA社における厚生年金保険の記録が消えたと思うので、よく
調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する臨時工名簿から、申立人が、昭和 24 年 7 月 21 日に同社に入社し、同年 8 月 18 日に一身上の都合により退職したことが確認できるところ、同社の現在の事務担当者は、「昭和 20 年代における臨時工は、本当に臨時的な採用のようであり、社会保険に加入していないと思われる。社会保険の加入手続をしていない場合、給料から厚生年金保険料を控除するとは考えられない。当時の保険料控除の有無については不明だが、現在は保険料を翌月の給与から控除しており、申立人の場合、1 か月に満たない在職期間であるので、厚生年金保険料を控除したとは考えられない。」と証言している。

また、申立人がA社における元同僚として名字のみを記憶している者についても、同社における被保険者記録が確認できないため、証言を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 6 月 2 日から 19 年 6 月 1 日まで

A社に勤務していた昭和17年6月1日から18年6月2日までの期間及び19年6月1日から21年9月11日までの期間については、厚生年金保険の被保険者期間期間となっているが、18年6月2日から19年6月1日までの期間が被保険者期間となっていない。納得できないので、調査の上、記録を修正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間についてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、元同僚の一人（昭和 17 年 6 月 1 日資格取得、39 年 6 月 16 日資格喪失）は、申立人のことを記憶しており、「B養成所卒業後、申立人は、一般社員ではなく『職員』になった、職員は管理職であった。」と証言している。

また、社会保険庁が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、申立人はA社において厚生年金保険の被保険者資格を昭和 17 年 4 月 1 日に取得し、同資格を 18 年 6 月 2 日に喪失（原因として、「職員」と記入）し、同事業所で、再び同資格を 19 年 6 月 1 日に取得し、同資格を 21 年 9 月 11 日に喪失（原因として、「解雇」と記入）していることが確認できる。

さらに、旧厚生省年金局が編集した「厚生年金保険 50 年史」には、「労働者年金保険は昭和 17 年 6 月 1 日を期して発足した。強制被保険者の範囲は健康保険法第 13 条に規定する事業所で、常時 10 人以上の労働者を使用するものに使用される男子労働者とされ、女子についてはその勤続期間の短いこと、職員については労働者との身分上の相違や現場職員の人事交流の実情等からそ

れぞれに強制被保険者の範囲から除くこととされた。また、労働者年金保険法中改正法律は昭和19年2月16日、法律第21号として交付され、まず労働者年金保険法から厚生年金保険法への名称変更と、被保険者の資格関係等の規定（強制被保険者の範囲は、健康保険の適用事業所と同一になり、職員、女子も被保険者とされるに至った。）が同年6月1日から施行された。」と記載されており、申立人は申立期間において労働者年金保険の適用から除外されていたことが確認でき、元同僚の証言とも一致する。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 26 日から同年 7 月 8 日まで

私は、定かではないが昭和 43 年 6 月 26 日付けでA社に入社し、45 年 2 月 25 日までの間、継続して勤務していた。

しかし、私が所持する給与明細書及び源泉徴収票を見ると、昭和 43 年 7 月から 45 年 2 月に支給された給与から 20 か月の厚生年金保険料が控除されており、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険被保険者期間は、43 年 7 月 8 日から 45 年 2 月 26 日までの 19 か月間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 6 月 26 日から 45 年 2 月 25 日までの間、A社において継続して勤務していたとしているが、申立人が所持する 43 年 7 月分の給与明細書に記載された出勤日数から判断すると、申立人は 43 年 7 月 8 日から同社において勤務していたものと認められ、また、申立人が所持する同社に係る厚生年金保険被保険者証に記載された資格取得日及び昭和 43 年分の源泉徴収票に記載された就職日がともに同年 7 月 8 日とされていることから、申立人の入社日は同年 7 月 8 日であったと確認できる。

また、A社は、既に廃業しており、元事業主の弟によると、当時の資料は無く、詳細は不明としているものの、申立人が所持する同社の昭和 44 年 11 月分及び 12 月分の給与明細書を見ると、12 月分の給与明細書に 11 月分の控除額の不足分の記載があり、これは、同年 11 月 1 日の厚生年金保険料率改訂に基づき 11 月分から控除すべき厚生年金保険料の控除額の不足分としての控除であることから、同社における厚生年金保険料の給与からの控除は、当月控除であったことが確認できる。

したがって、申立人が所持する昭和 43 年 7 月分の給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額は、同月分に係るものであったと認められる。

なお、厚生年金保険法第 19 条第 1 項によると、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされている。また、同法第 81 条第 2 項によると、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。これらのことから判断すると、被保険者資格を喪失した月である昭和 45 年 2 月分の厚生年金保険料が控除されていたことをもって、同月を申立人の厚生年金保険被保険者期間とすることはできず、申立人の同年 2 月支給の給与から控除された同月分の厚生年金保険料については、事業主が誤って控除したものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年9月1日から2年4月1日まで
② 平成2年4月1日から3年4月1日まで

昭和63年3月末でA社を退職した後、職業訓練及びB社でのパート勤務を経て、C社で勤務した後、D社で勤務した。C社とD社で勤務した期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、平成元年9月1日から2年9月30日までの期間にC社で、同年10月1日から3年3月31日までの期間にD社E支社で勤務していることが確認できる（登記上、C社はD社と2年12月21日に合併後、解散）。

しかしながら、D社の事務代行会社（F社）から提出された「保険関係リスト」においては、申立人の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の被保険者番号、年金等級、健保等級並びに標準報酬額の欄が空白になっていることが確認できる。このことについて、同社は、「雇用保険の記録が無い理由は不明であるものの、いずれにせよ申立人は社会保険に加入していなかったと思われる。」と回答している上、申立期間当時、申立人と同じ勤務形態であったとする元同僚は、「社会保険には加入していなかったと思うし、保険料も控除されていなかった。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 3 月 24 日まで
昭和 40 年 4 月から A 社で勤務をし、最初の給料をもらったときに、名刺サイズの大きさの紙をもらった。それは年金の証書だと言われたことを覚えているので、申立期間にも厚生年金保険に加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管する昭和 40 年 11 月 30 日時点の退職給与引当金繰入計算書を見ると、申立人の氏名及び入社が同年 4 月であることが記載されていることから、申立人が同社に在籍していたことは確認できるものの、翌年同時期の同計算書には申立人の氏名が記載されておらず、申立人の退職の時期は不明である。

また、昭和 40 年 11 月 30 日時点の当該計算書に記載されている 14 人のうち、申立人を含む二人については、社会保険事務所が保管する A 社に係る被保険者名簿において厚生年金保険の加入記録が確認できず、同名簿の健康保険番号に欠番は無いことから、同社では、申立人について、厚生年金保険の加入手続を行わなかったことがうかがわれる。

さらに、当該計算書を見ると、厚生年金保険の被保険者資格取得日が入社日より遅れている（2 か月から 6 年 5 か月）者が 12 人中 10 人確認でき、当該計算書に記載されていないが、自身の厚生年金保険の被保険者資格取得日が入社日より遅れていたと記憶している A 社の元社員は、厚生年金保険に加入する前については、給料から保険料は控除されていなかったと証言している上、同社の現在の事業主は、「申立人は、当時の社長（故人）の姻戚であり、社会勉強のような見習いであったのではないかと。厚生年金保険の加入手続をしていない場合は、給料から保険料を控除しなかったと思われる。」と証言している。

加えて、申立期間当時の厚生年金保険被保険者証の大きさは、申立人が記憶

している被保険者証の大きさと異なっている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。